

米原市屋外広告物 ガイドライン



目次

はじめに	P 1
第1章 屋外広告物について	
1 屋外広告物とは	P 2
2 主な屋外広告物の種類	P 2
第2章 市全域の基準について	
1 禁止広告物	P 3
2 禁止物件	P 3
第3章 許可区域の基準について	
1 許可区域	P 4
2 許可の基準	P 5
① 全ての地域に共通する基準	P 5
② 地域区分ごとの基準	P 6
③ 色彩基準	P 14
3 適用除外広告物	P 15
第4章 その他	
1 管理義務、除却義務	P 16
2 管理者	P 16
3 屋外広告業の登録	P 16
4 屋外広告物に関する関係法令等	P 16
5 違反広告物の対策	P 16
6 申請の流れ	P 17
7 経過措置	P 17
8 許可の期間および手数料	P 18

はじめに

屋外広告物は、商品やサービスを宣伝し、行先の案内や誘導をするなど、日常生活における実用的な面を持つ必要不可欠なものであるとともに、街のにぎわいや活気を演出するものでもあり、良好な景観を形成する上で重要な役割を果たしています。

その一方で、無秩序に氾濫すると街の景観が損なわれることに加えて、見通しなどが悪くなり交通事故の原因にもなります。また、管理が適切に行われていないと、落下や倒壊により通行人がけがをされるといった安全上の問題も発生します。

米原市では、美しい景観や安全で快適な暮らしを守るため、米原市屋外広告物条例を制定しました。

このガイドラインは、米原市屋外広告物条例の基本事項を説明したものです。

米原市景観計画のテーマ「伊吹山の観える故郷の風景に抱かれた水がきらめき、暮らしがみえる、歴史かほる米原」を目指して、本条例で規定しているルールを遵守いただき、景観の保護育成に御協力をいただきますようお願いいたします。

第1章 屋外広告物について

1 屋外広告物とは

屋外広告物とは、次の4つの要件を全て満たしているものであれば、文字やイラスト、営利・非営利の表示内容に関係なくイメージを伝えるもの全てが該当します。

1. 常時または一定の期間継続して表示されるもの

…1日のうち数時間だけ表示するなど、表示と撤去を繰り返すような場合も対象となります。

2. 屋外で表示されるもの

…窓ガラスの内側など、屋内に表示するものは対象になりません。

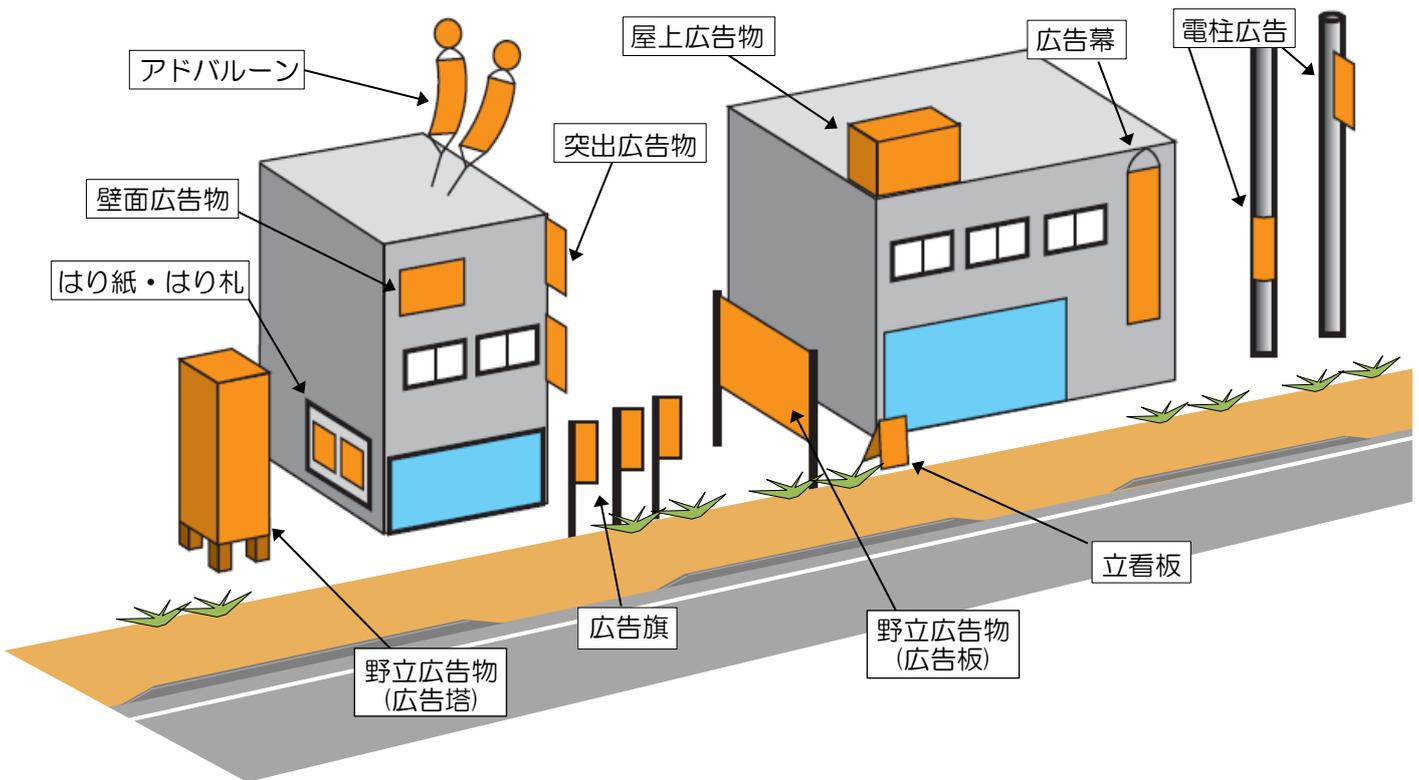
3. 公衆に表示されるもの

…誰でも見ることができる場所に表示するものが対象となります。

4. 看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出されたものならびにこれらに類するもの

…主な屋外広告物は次のとおりです。

2 主な屋外広告物の種類



※屋外広告物は、自家用広告物と非自家用広告物に分類されます。

自家用広告物 (一定規模以上は手続が必要)	自己の氏名・店名・商標・営業内容等を表示するため自己の住所・営業所等に表示する広告物
非自家用広告物 (全て手続が必要)	自家用広告物以外の広告物